

事業評価書（事前）

平成21年8月

評価対象（事業名）	周産期医療体制の基盤整備・強化	
主管部局・課室	医政局指導課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
施策目標	1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
個別目標	3	周産期医療体制を整備すること

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

平成20年10月に東京都において妊婦死亡事案が発生したところであり、救急搬送される妊産婦の受入れが円滑に行われるよう、周産期医療体制を充実させる必要がある。このため、合併症・重症妊娠中毒症・切迫流産等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療等を提供することができ、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの運営に必要な経費を助成することにより、周産期医療体制の充実を図る。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	総合周産期母子医療センターの力所数	—	48	60	64	72
2	NICU（新生児集中治療管理室）の病床数	—	2,341	—	—	集計中
3	MFICU（母体・胎児集中治療管理室）の病床数	—	473	—	—	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1については、雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ						
・指標2及び3については、「医療施設静態調査」（大臣官房統計情報部）による。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年10月下旬に公表予定である。						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1						
2						
(調査名・資料出所、備考)						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（厚生労働大臣が認めるもの）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規
周産期にある妊産婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出産前後の母体及び胎児・新生児の一貫した管理を行う施設（総合周産期母子医療センター）に対し、その運営費を補助する。また、妊婦搬送の受入れの促進を図るため、近隣の開業医等が夜間・休日等に応援診療を行う場合、その医師等への謝金に対する補助を行う。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()					
予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	3,628 の内数	4,191 の内数	4,782 の内数	887	4,160 (2,970)
※「H22」については予算概算要求額					
※()は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

3. 事業の目標

事業の目標	総合周産期母子医療センターの充実を図り、周産期医療体制の充実を図る。
政策効果が発現する時期	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 周産期死亡率(%:出産1,000対) (前年度以下/毎年度)	周産期医療体制の充実度を見る指標
2 妊産婦死亡率(%:出産10,000対) (前年度以下/毎年度)	周産期医療体制の充実度を見る指標
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2については、「人口動態調査」(大臣官房統計情報部)による。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 当該事業の補助 (前年度以上/毎年度)	当該事業の実施状況を見る指標
2 当該事業の補助対象となるNICUの病床数 (前年度以上/毎年度)	当該事業の実施状況を見る指標
3 当該事業の補助対象となるMFICUの病床数 (前年度以上/毎年度)	当該事業の実施状況を見る指標
(調査名・資料出所、備考) ・指標1から3については、医政局指導課調べによる。	
参考統計	本事業と統計の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考)	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 周産期医療を含む地域医療の確保については、地域差を生じることがないように、行政機関が主体的に取り組む必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 総合周産期母子医療センターの整備は重要な課題であり、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できる体制の整備が必要となっており、国として支援を行う必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由)			

民間の医療機関等の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---	---	---------------------------------------

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

総合周産期母子医療センターの運営に対する補助→総合周産期母子医療センターの運営の充実→周産期医療体制の充実→母体搬送受入困難事例等の減少

事業の有効性

本事業が実施されることにより、周産期医療体制の充実が図られ、母体搬送受入困難事例等の減少が期待できる。

(3) 効率性の評価

周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの充実・強化を図ることにより、特に危険度の高い者の救命を図るとともに、地域全体の周産期医療体制の充実を図るものである。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

特になし

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年6月13日参議院厚生労働委員会)

「小児医療・産科医療両者の連携・協力の下に、地域における周産期医療体制の整備を図るとともに、NICU(新生児集中治療室)の確保と、その長期入院患者の後方支援施設も含めた支援体制の構築に努めること。」

総理答弁(平成21年1月30日衆議院本会議)

「救急医療は、国民が安心して暮らしていく上で欠かすことができないものだと考えております。このため、ドクターヘリの配備や管制塔機能を担う医療機関の拡充、母体搬送コーディネーターの配置促進を進めるなど、救急医療体制の着実な整備を進めてまいります。」

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成21年4月23日参議院厚生労働委員会)

「受入医療機関の選定に困難を伴う事案や救急搬送に長時間を要する事案が多発する根本原因として、救急医療に携わる医師、看護師等の不足及び財政措置の不十分さという問題があることに留意し、早急に改善に取り組むこと。」

②審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

医療提供体制に関する意見(平成17年12月8日社会保障審議会医療部会)

「周産期医療については、妊娠・出産の安全を確保する身近な周産期医療施設の役割分担と連携を推進することとし、安心して出産できる体制が構築できるよう、

各都道府県が最低1か所は総合周産期母子医療センターを設置することを含め、全都道府県に周産期医療ネットワークを構築し、これを医療計画に位置づけていくこととする。また、これを担う人材確保を図るための具体的方策の検討が必要である。」

③研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」報告書(平成21年3月4日)

「少子化社会にあって、妊産婦・胎児・新生児を対象とする周産期医療が明日の日本社会を構築する基盤であるという認識のもと、政府として万全の体制を整備していくという意思を表明し、この領域における医療の「安全」と子を産み育てることへの国民の「安心」と「希望」の確保を最優先することを国の責務とする。」

④総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

⑤会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑥その他